

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

国民年金関係 15 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 28 件

国民年金関係 24 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から53年3月まで  
時期は覚えていないが、国民年金保険料をさかのぼって納付できるということを知り、市役所で夫の分と一緒にさかのぼって納付した。  
生活費のほとんど、かなりたくさん額を納付したのを覚えている。  
納付した時、市役所の人に抜けている分が無いかと聞いたら、大丈夫と言われた。  
申立期間について夫の保険料は納付済みとなっているのに私の分が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和53年4月以降、未納期間は無いことを踏まえ、納付意識が高かったものと考えられる。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の手帳記号番号は昭和53年8月31日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。このことから国民年金への加入時点において、申立人とその夫は、一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思を有していたものとみられる上、申立期間後の昭和53年度から59年度までの期間の夫婦二人分の保険料は夫婦共に現年度納付していることが確認でき、また、夫婦二人分の保険料の納付日が確認できる昭和61年4月から63年6月までの期間については、すべて夫婦同一日に納付していることから、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立期間について申立人の夫は、過年度保険料を納付していることが確認でき、加入手続き時にさかのぼって保険料を納付したとする申立人の

陳述と符合する。

加えて、申立人は、さかのぼって納付した夫婦二人分の保険料について、10万円から12万円までの額であったと陳述しているところ、申立期間に係る夫婦二人分の保険料額は9万3,000円であり、おおむね陳述と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から58年3月まで

昭和57年11月ごろ、これまで勤めていた会社を退職したことに伴い、妻が私の国民年金の加入手続をしてくれた。

保険料の納付については妻に任せており詳しいことは覚えておらず、国民年金の加入手続をした場所、保険料の納付場所及び納付金額については定かでないが、転職時に夫婦の間で「年金の大切さ」が話題に上っており、妻は申立期間について納付済みとなっている。

申立期間について納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、保険料を納付してくれていたのに未納とされていることに、納得できないとして申し立てている。

申立人の国民年金への加入手続を行うとともに、申立人の保険料の納付を担っていたとされる申立人の妻の保険料の納付状況を見ると、国民年金の資格を取得した昭和51年10月から平成16年2月までの期間において、3か月間を除き未納期間は無い上、58年11月から第三号被保険者となる61年3月までの期間は、任意加入していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の国民年金手帳は、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和58年3月25日から同年3月29日までの間に発行されていることが確認でき、この時点において

申立期間の保険料を現年度納付することは可能であり、申立人の妻の納付意識の高さを鑑<sup>かんが</sup>みると、加入手続だけを行って保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間について、申立人の妻の保険料は、申立人の加入手続後の昭和 58 年 4 月 30 日に納付されていることが A 市の国民年金保険料収納・収滞納一覧表から確認でき、何らかの理由により、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続の際に申立期間に係る保険料を納付しなかったとしても、申立人の妻が自身の分と一緒に申立人の保険料も納付したと考えるのが自然である上、申立期間は 5 か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から43年3月まで

私は、昭和40年ごろ、近所の人と国民年金のことが話題になりA市役所で加入手続をしたが、最初は仕事も安定せず国民年金保険料を納めることができなかった。結婚し、妻も42年4月に国民年金に加入したことから、同年4月から夫婦二人分の保険料は、当時住んでいたB市の集金人に3か月分ずつ納付していた。

私と妻の国民年金手帳には、昭和42年7月から同年12月までの期間の印紙検認台紙に印紙を貼り、検認印を押した後、印紙が剥がされた跡があり、残しておくべき印紙検認記録欄が切り取られ、印紙検認台紙が残されたままになっている。

このことについて、集金人から説明を受けた記憶は無く、保険料納付について、B市から督促もこなかった。

商売は順調だったので経済的に困難なことは無く未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の昭和42年度印紙検認記録欄を見ると、納付済みとなっている昭和42年4月から同年6月までの期間に係る国民年金印紙が貼付された印紙検認台紙が切り離されずに残っており、申立期間のうち、同年7月から同年12月までの期間に係る国民年金印紙が貼付された後、剥がされた形跡がみられ、43年1月から同年3月までの期間については

印紙が貼付された形跡がみられないことが分かる。

さらに、本来切り離す必要の無い印紙検認記録欄が切り離されており、申立人が自身の納付記録を確認できない状況となっている。

加えて、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料についてすべて納付期限内に納付していることが申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録から確認できることから、申立期間（9か月）のみを納付しなかったと考えることは不自然である。

以上の状況から踏まえると、申立人は申立期間の保険料を市の集金人に納付し、国民年金手帳の昭和42年度印紙検認記録欄に検認印を押してもらっていたが、昭和43年1月から同年3月までの保険料の徴収日に集金人が何らかの事務的過誤に気づき、既に検認台紙に貼付していた42年7月から同年12月までの6枚の国民年金印紙を剥ぎ取り、併せて、左側の印紙検認記録欄を切り離して持ち帰ったが申立期間の納付記録を漏らしたと考えることが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から43年3月まで

私は、婚姻しA市に住むようになり、昭和42年4月ごろ、国民年金の加入手続をした。同年4月の保険料からA市の集金人による集金が始まり、夫婦二人分の保険料を3か月分ずつ納めていた。

私と夫の国民年金手帳には、昭和42年7月から同年12月までの期間の印紙検認台紙に印紙を貼り、検認印を押した後、印紙が剥がされた跡があり、残しておくべき印紙検認記録欄が切り取られ印紙検認台紙が残されたままになっている。

このことについて、集金人から説明を受けた記憶は無く、保険料納付について、A市から督促もこなかった。

商売は順調だったので経済的に困難なことは無く、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の昭和42年度印紙検認記録欄を見ると、納付済みとなっている昭和42年4月から同年6月までの期間に係る国民年金印紙が貼付された印紙検認台紙が切り離されずに残っており、申立期間のうち同年7月から同年12月までの期間に係る国民年金印紙が貼付された後、剥がされた形跡がみられ、43年1月から同年3月までの期間については印紙が貼付された形跡がみられないことが分かる。

さらに、本来切り離す必要のない印紙検認記録欄が切り離されており、申



立人が自身の納付記録を確認できない状況となっている。

加えて、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料についてすべて納付期限内に納付していることが申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録から確認できることから、申立期間（9か月）のみを納付しなかったと考えることは不自然である。

以上の状況から踏まえると、申立人は申立期間の保険料を市の集金人に納付し、国民年金手帳の昭和42年度印紙検認記録欄に検認印を押してもらっていたが、昭和43年1月から同年3月までの保険料の徴収日に集金人が何らかの事務的過誤に気付き、既に検認台紙に貼付<sup>ちようふ</sup>していた42年7月から同年12月までの6枚の国民年金印紙を剥ぎ取り、併せて、左側の印紙検認記録欄を切り離して持ち帰ったが申立期間の納付記録を漏らしたと考えることが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から47年3月まで  
② 昭和51年1月から同年3月まで  
③ 昭和58年1月から同年3月まで  
④ 昭和59年8月  
⑤ 昭和60年7月

私は、昭和39年10月ごろ、国民年金に加入しなければならないと思い、A市役所に電話して集金人来てもらい、国民年金加入手続をした。

夫は、結婚するまでに1年間分の保険料を納付していたが、その後何年か未納分があったので、私が国民年金に加入した時に、夫の未納分をまとめて納付し、私の分は加入以降の保険料を納付した。

その後は、私が、3か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付した。

集金人から請求されるままに信頼して保険料を納付していたのに、長期間にわたり未納とされていること(申立期間①)やその後も納付済みと未納(申立期間②、③、④及び⑤)が交互になっていることに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後は3か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てしているところ、申立期間⑤において、夫の保険料は納付済みとなっている上、前後の期間の保険料は夫婦共に現年度納付されている。

また、夫婦二人分の保険料を3か月ごとに納付していたとする申立人が自身

の保険料を申立期間⑤の1か月だけ納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和39年10月ごろに集金人を通じて国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に3か月ごとに納付したと申し立てている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月に払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間①の保険料は現年度納付することができず、制度上、一部の期間は時効により過年度納付もできない。

また、申立人は国民年金に加入した際、夫の未納分を<sup>さかのぼ</sup>遡って納付したとしているところ、申立人の夫は、昭和44年4月から47年3月までの期間の保険料を47年6月15日に特例納付及び過年度納付により一括納付していることが申立人の所持している領収書により確認できるところ、この納付日は、上述の申立人の手帳記号番号払出日以降であり、これらを踏まえると、申立人の陳述は、この時期のことについて述べたものとするのが自然である。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の読みによる氏名検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の調査、確認を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②、③及び④について、申立人は国民年金に加入した後、夫婦二人分を集金人に納付したとしているところ、申立期間②、③及び④に係る申立人の夫の保険料は未納となっている。

また、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳においても、申立期間②及び申立期間③は未納と記録されており、昭和51年度及び57年度の欄にはそれぞれ過年度納付の催告を行った事蹟<sup>じせき</sup>がある上、申立人は、申立期間②に係る社会保険事務所発行の領収印が無い過年度納付書を所持している。

さらに、申立期間④の前月の昭和59年7月の保険料については、61年7月付けで厚生年金保険に加入のため過誤納になった同年4月の保険料が充当処理及び差額が申立人に還付される処理が行われたことが社会保険庁の記録により確認できる。

このほか、申立期間②、③及び④に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月（申立期間⑤）の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から44年3月までの期間、47年4月から48年3月までの期間及び同年10月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで  
③ 昭和47年4月から48年3月まで  
④ 昭和48年10月から49年6月まで

私が20歳になったところに、母親が国民年金の加入手続をしてくれて、その後は、母親がA市の自宅で集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。(申立期間①及び②)

私は昭和47年4月に結婚に伴い、A市の実家からB市に転出したが、その後も私の国民年金保険料については、母親が実家に来ていたA市の集金人に引き続き納付してくれていたようで、後年私の旧姓Cの読み間違いと思われるDの名前の領収書が発見されたことから、それまで未納とされていた48年4月から同年9月までの期間の年金記録が、納付済みに訂正された。そのことから、記録が訂正された期間の前後の未納とされている期間についても、母親が保険料を納付してくれていたのではないかと思う。(申立期間③及び④)

申立期間①、②、③及び④については母親が保険料を納付してくれていたと思うので、納付済み期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が結婚に伴い転入したB市の被保険者名簿において、申立期間①のうち、昭和43年2月から44年1月までの期間は納付済みと記録されている。

また、申立人が所持する国民年金手帳において、12 か月すべてが納付済みとなっている昭和 41 年度及び 44 年度の印紙検認記録欄を見ると、申立人の母親は申立人の保険料をそれぞれ 2 月又は 3 月に 1 年分をまとめて納付していることが確認でき、この納付状況を踏まえると、申立期間①である 43 年度において申立人の母親が昭和 44 年 2 月及び同年 3 月の 2 か月だけ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

次に、申立期間③及び④については、両申立期間に挟まれた 6 か月の期間（昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間）に係る 2 枚の領収書が平成 14 年及び 18 年に発見され、当該期間について記録が未納から納付済みに訂正されていることから、申立人の結婚後も実家の母親が引き続き申立人の保険料を納付していたとの申立人の陳述には信憑性<sup>びよう</sup>がある。

また、申立期間③及び④において、実家の両親の納付記録は納付済みとなっている。

さらに、申立人の実家に同居し、申立人と同様に母親から保険料を納付してもらっていたとする妹についても申立期間③及び④の保険料は納付済みとなっており、納付日が確認できる申立期間③直前の昭和 46 年度の検認記録を見ると、申立人と妹の保険料の納付日は同一日であることが確認できる。

申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 45 年度印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、特殊台帳及び B 市の被保険者名簿においても未納とされていることが確認できる。

また、申立人の両親も当該期間について現年度納付しておらず、実家に同居しており母親が保険料を納付していたとする妹についても当該期間は未納となっていることが社会保険庁の記録から確認されるほか、申立人の母親が申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、保険料納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢により事情聴取ができないため、当該期間の保険料納付に係る詳細は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月までの期間、47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 49 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

昭和 36 年ごろ、病院の待合室で一緒になった患者さんから国民年金のことを聞いたこと、また、当時住んでいた住居の大家さんの勧めなどもあり、国民年金に加入した。申立期間①の保険料額は 200 円から 300 円ぐらいで、だんだん上がっていったと思う。確かに集金人に保険料を納付しているので、未納とされていることは納得できない。

申立期間②の保険料についても、続けて保険料を納付しているはずである。また、30 年又は 35 年ほど前に、50 万円ぐらいの保険料を納付した記憶があるが、どこで納付したか、詳しい時期などは覚えていない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳を見ると、申立人は、申立期間②及びその直後の昭和 54 年度の保険料について、55 年度に催告を受け、昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの保険料を 55 年 12 月に過年度納付している。

また、申立人は、夫が、昭和 55 年ごろに、滞納していた国民健康保険料、税金及び国民年金保険料等を一括で納付したことがあったと陳述しており、さらに、特殊台帳を見ると、同年 1 月からの国民年金保険料は現年度納付していることが確認でき、そのころには納付意識が高かったことがうかがえることから、申立期間②に係る保険料についても、54 年 4 月から同年 12 月までの保険料を過年度納付した際、一緒に過年度納付したと考えるのが相当である。

次に、申立人は、申立期間①の保険料について、集金人に納付したと申し

立てているところ、申立期間①当時、A市では集金人が保険料を徴収しており、申立内容と符合する。また、保険料額について、200円から300円ぐらいで、だんだん上がっていったと申し立てているところ、当時の保険料額とおおむね一致している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和44年12月26日であり、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間①のうち、同年3月以前の保険料を、集金人に現年度納付することはできず、また、41年12月以前の保険料は、制度上、過年度納付することもできない。

そこで、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立期間①当時、現年度納付は印紙検認方式により行われていたが、申立人はこのような納付方法について覚えておらず、申立期間①の保険料を現年度納付したとする周辺事情等は見いだすことができなかった。

さらに、申立人は、50万円ぐらいの保険料を納付した記憶があると申し立てており、特例納付の可能性も考えられるが、納付した詳しい時期や納付場所を覚えておらず、申立人から、申立期間①の保険料を特例納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情は見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの期間及び平成8年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から60年3月まで  
② 平成6年3月  
③ 平成7年6月から同年12月まで  
④ 平成8年2月  
⑤ 平成8年5月及び同年6月  
⑥ 平成8年9月  
⑦ 平成8年11月  
⑧ 平成9年2月  
⑨ 平成9年11月

申立期間①について、国民年金保険料の納付が遅れたため、後日、未納保険料に係る細長い納付書が送付されてきたので、それを使用して、私が夫婦二人分の保険料を銀行の窓口で納めた。

申立期間②から⑨について、夫婦二人分の国民年金保険料を私の預金口座から口座振替で納めていたが、残高不足で保険料が引き落とされなかったため、区役所から送付されてきた納付書を使用して、私が夫婦二人分の保険料を銀行の窓口で納めた。しかし、時期は定かではないが、夫婦別々でそれぞれの保険料を納めていた時期もあったと思う。

当時、私は1か月でも国民年金保険料の納付が途切れると将来年金はもらえないものだと思っていたので、必死で納めてきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行の窓口



で過年度納付したと申し立てしているところ、昭和62年1月末及び63年1月末の2回に分けて当該期間の国民年金保険料を過年度納付した旨の当時のメモを保有しており、当該メモに記入されている納付金額は当時の保険料額と合致するとともに、納付時期も過年度納付が可能な時点である。

また、申立人は、平成7年10月に区役所で年金相談を受けた際の相談票を保有しており、当該相談票を見ると、申立期間①の国民年金保険料は納付済みとされている記録も確認できる。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間①の保険料を過年度納付したと考えることが自然である。

申立期間④について、申立人及びその妻が国民年金保険料の口座振替用に利用していた預金通帳を見ると、残高不足により一人分の保険料のみ振替されている記録が確認できる。この記録が申立人及びその妻いずれの分の保険料であったのかについて、特定することはできないものの、申立人は、当時このことについて区役所へ問い合わせたところ、担当者から振替された保険料は申立人の分であり、妻の分については後日納付書を送付する旨の説明を受けたことを明確に記憶しており、また、通帳の名義人は申立人であることを勘案すると、振替えられた保険料は申立人の分であったと考えることが自然である。

一方、申立期間②、③及び⑤から⑨までの期間について、申立人は、預金口座の残高不足のため口座振替できず、銀行窓口で夫婦二人分をまとめて納付した時期と別々に納付した時期がある旨陳述しているが、申立人は、妻の分の領収証書は一部保有しているものの、自身の分の領収証書は全く保有しておらず、保険料の納付時期、納付金額等の記憶も明確でない上に、短期間に7回にわたって行政側が事務的過誤を繰り返したとも考え難い。

このほか、当該期間について申立人から保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの期間及び平成8年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から45年9月まで  
② 昭和46年1月及び同年2月

昭和39年12月24日ごろに、住み込みで勤務していた店に来たA区役所の女性職員から、強制なので国民年金に加入しなければならないと言われ年金手帳を渡された。

最初の保険料を納付した時は年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>ってもらい、その後女性職員が店に来るたびに、店主の妻が私を呼びに来て保険料を納付していた。

その後、昭和44年3月に転職し、住み込みで勤務していた別の店でも別の女性職員に保険料を納付していたので、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、昭和45年9月ごろ、B区役所で転居手続とともに国民年金の手続も行った。後日、細長い複写式の納付書が2部送付され、2回に分けてC銀行で保険料を納付したので、申立期間②が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月にB区役所で国民年金の住所変更手続を行った後、2回に分けて国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、申立人の納付記録をみると、申立期間②直前の同年10月から同年12月までの保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間②について、B区役所で納付した国民年金保険料は合わせて3,000円程度であったと申し立てているところ、申立期間②を含む昭和45年10月から46年2月までの5か月分の保険料額は合計2,250円とな

り、当時の納付したとする金額とおおむね符合している。

さらに、D市においては、当時、3か月ごとの収納方式であったことから、上記の5か月分の未納保険料に係る納付書が2通に分割された形で送付されたとする陳述内容とも符合しており、2通のうち1通分しか納付しなかったとすることは不自然である。

加えて、申立人は、昭和39年12月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の手帳記号番号は昭和41年6月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①のうち、39年12月から41年3月までの保険料を現年度納付することはできず、申立内容と符合しない。

また、申立期間①は6年2か月に及んでおり、さらに、集金人が途中で変わっていることも勘案すると、これだけの長期間にわたり行政側が続けて事務処理を誤ることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月及び同年6月並びに同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月及び同年6月  
② 昭和49年10月から同年12月まで

国民年金制度ができた時、国民の義務であると聞いたので、夫と一緒に加入した。年金記録問題が騒がれ始めたため、心配になって夫婦二人分の国民年金保険料納付記録を調べたところ、私だけ申立期間の保険料が未納とされていた。申立期間当時、夫は送付されてきた納付書を使い、主に前納で夫婦二人分の国民年金保険料をA区役所又はB銀行で納付したと記憶してくれている。

いつも夫が夫婦二人分の保険料を納付してくれていたため、納付金額などの詳細は分からないが、申立期間に係る保険料を夫が納付したことは間違いなく、夫が完納であるのに私の申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、60歳に至るまで、申立期間の合わせて5か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫も、昭和36年4月から、60歳に至るまでの保険料を完納しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳並びに被保険者名簿を見ると、納付日が確認できる昭和41年4月から申立期間直前の49年4月までの期間の保険料は、前納した期間を含め夫婦共すべて同一日に現年度納付しており、申立て

と符合するとともに、申立期間後の昭和 50 年度から 59 年度の保険料についても、夫婦共にすべて現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間を含む昭和 49 年 5 月から 50 年 3 月までの納付記録欄に申請免除の印が押され、その後取消線が引かれているものの、訂正理由（追納など）の記載が無い。申立人も、当時の生活に変化は無く、免除申請した記憶は全く無いと陳述しており、申立人及びその夫の納付意識の高さからみて、申立人のみ申請免除とされることは不自然であり、行政側の納付記録の管理に何らかの事務的過誤が生じ、納付記録が失われた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から50年6月まで

昭和37年ごろ、国民年金制度の設立に伴い地域住民にも国民年金に加入する指導があり、私と妻及び母の3人が同年4月から国民年金に加入した。保険料は、集金人であるA氏に3人分を数か月分まとめて支払っていた。41年9月以降は厚生年金保険に加入したが、国民年金に加入する必要がなくなったことを知らず、その後も国民年金を支払い続けていた。最近の報道で年金のことが気になり、私の国民年金手帳を見たら37年4月から50年6月までの国民年金保険料が還付となっていたので驚いた。誰がいつ私の国民年金保険料の還付の手続をとったかは不明である。仮に還付を受けていればその時点で気付いたはずである。私は集金人であるA氏を信頼していたので、国民年金手帳を確認することなくそのまま保管していた。還付を受けた覚えは無く、37年4月から41年8月までは厚生年金未加入期間なので、この期間の国民年金の記録が抹消されていることは明らかに間違いであり、集金人、市町村及び国の責任でもあるので、この期間を国民年金納付済みに加えていただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月から50年6月までの国民年金保険料を納付している傍ら、41年9月に厚生年金保険の資格を再取得したため、同年9月から50年6月までの期間は、保険料を重複納付していた。本来ならば、この期間は国民年金保険料の還付を受けるはずであるが、申立人は還付を受けた覚えは無いにもかかわらず、記録では、37年4月から50年6月までの国民年金保険料が還付さ

れたことになっているので、この期間を国民年金納付済期間に加えてほしいと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間である昭和37年4月から50年6月までの保険料を納付していることが検認印から確認できる一方、この間の保険料は同年7月に全額還付されている記載が同様に確認できる。

また、申立人の資格記録をみると、昭和41年9月に厚生年金保険の資格を再取得していることから、同年9月から50年6月までの期間は国民年金との重複納付となり、国民年金保険料は還付処理がなされるべき期間となる。他方、還付が確認できる37年4月から41年8月までの期間については、国民年金の強制加入期間となるべき期間であり、本来還付処理を行ってはならない期間であることから、この点について行政側の事務的過誤は明らかである。

一方、申立人が還付を受けた覚えは無いと申し立てている点については、申立人が所持する国民年金手帳に昭和37年4月から50年6月までの保険料に相当する5万5,850円が同年7月に還付された旨の記載が明確に確認できる点を踏まえると、還付処理当時から認識していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年12月まで

私は、昭和44年4月にA市に引っ越してきた時から国民年金保険料を自分で支払い続けてきた。

平成20年に年金特別便が届き、9か月間の未納がある旨の記載があったので、不審に思い、保管していた領収書を持って社会保険事務所に行くと、「3か月間は訂正できますが、その前の6か月間は訂正できません。」と言われた。元夫の収入が無く、家計が苦しい時期も、納付書に従って何とか支払ってきたのに、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、前後の期間は現年度で納付済みであり、申立人は、当時、生活は苦しかったが収入等生活状況に変化は無かったと陳述している。

さらに、社会保険庁の記録をみると、申立期間直後の昭和49年1月から同年3月の期間について、平成20年7月25日に申立人が所持していた領収証書に基づき記録が訂正されていることから、申立期間の納付記録にも何らかの事務的過誤があった可能性がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの申請免除期間の国民年金保険料については、追納していたものと認められるとともに、同年4月から同年6月までの期間については、申請免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から55年3月まで  
② 昭和59年4月から60年3月まで  
③ 昭和60年4月から同年6月まで

申立期間①について、夫婦二人分の保険料を店に来る集金人に、私が納付してきた。妻が納付済みであるのに、私だけ未納とされている。

申立期間②について、店の経営が苦しくなってきたので、昭和55年度から夫婦二人で免除申請を行ってきたが、免除の期間は年金額に反映しないと説明を受けていたので、申請当初から、私は追納するつもりでいた。平成に入ってから社会保険事務所に何度も出向き、夫婦二人の免除期間を確認しながら、1年ごとに夫婦二人分の保険料を一緒に追納してきたのに、夫婦二人共に免除のままとなっている。

申立期間③について、妻と一緒に夫婦二人分の免除申請を行ってきた期間であり、記録では妻だけが免除され、私は未納とされている。この期間についても、夫婦二人一緒に免除され保険料を追納している。

上記期間が、未納及び免除とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきたと申し立てているが、申立人夫婦の特殊台帳をみると、夫婦共に昭和53年度及び54年度の各納付記録欄に、それぞれ翌同年度及び55年度に未納の催告を行ったことを示す「54催」「55催」のゴム印が確認できる。

また、申立人の妻の特殊台帳では、昭和55年11月及び56年1月の2回に

分けて、申立期間①に相当する53年7月から55年3月までの21か月の保険料を過年度納付するとともに、36年4月から37年1月までの10か月の保険料を特例納付していることが確認できるが、申立人の特殊台帳では、これらの記載が見当たらない。

そこで、申立人夫婦の申請免除が開始される昭和55年4月時点における夫婦二人分の納付状況をみると、申立人の妻は、60歳期間満了時において年金受給資格期間を最低限確保するために必要な300月(25年)に31か月不足していたが、申立人は、厚生年金保険と合算した納付月数が、その時点で224か月であることから、60歳期間満了までに年金受給資格期間を確保できる状況にあったことが分かる。そのため、申立人の妻は、上記の過年度納付及び特例納付により、31か月をさかのぼって納付する必要があったが、申立人には、特段その必要が無かったものと考えられるほか、当時は、申請免除期間中であり、経済的に余裕が無かったと陳述していることから、申立人が、申立期間①の夫婦二人分の保険料を申立人の妻と一緒に過年度納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間①の夫婦二人分の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

申立期間②について、申立人夫婦の納付記録をみると、昭和55年4月から59年3月までの申請免除期間について、平成元年から5年にかけて、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を追納していることが確認でき、申立内容と符合している。

また、申立人は、昭和55年に初めて免除申請を行った当初から、保険料の追納意志を有していたことは、その申立内容からも明らかであり、申立人が順次追納を行っていた当時は、申立人夫婦共に65歳の年金受給権発生が間近に迫っており、妻が高齢任意加入していることから、夫婦共に受給年金額に対する関心が高まっていた時期であったものと考えられる。

さらに、申立人は、当時収入も安定しており、資金面において問題が無かったと陳述している。

これらの点を勘案すると、申立人が申立期間②の申請免除期間の保険料を夫婦一緒に夫婦二人分を追納していたものとみて不自然ではない。

申立期間③について、申立人夫婦の免除記録をみると、昭和55年4月から60年3月まで夫婦共に申請免除期間であるが、申立期間③を含む同年4月から同年11月までの期間については、申立人の妻のみが申請免除となっている。

そこで、申立人の妻の昭和60年度の免除記録をみると、申請年月日は、昭和60年7月12日であるが、その処理年月日は、約1年後の61年8月13日となっていることが分かる。その原因として、当時、社会保険庁では紙台帳からオンラインに切替る時期であり、データベース化が完了するまでの間、入力処理が遅れたものと考えられる。したがって、申立人夫婦が60年7月12日に一緒に免除申請を行っていたとしても、処理日である61年8月13日において、

申立人は既に厚生年金保険に加入していたことなどから、入力漏れ等何らかの事務的過誤が存在した可能性も否定できない。

また、申立人は、昭和 50 年ごろからの営業不振が続き、60 年に店を廃業したと陳述しており、そのような状況下において、申立人の妻のみ免除申請し、申立人が免除申請を行わない理由は見当たらないことから、申立期間③については申請免除されていたものとみるのが相当である。

一方、申立人の納付記録をみると、納付日時点で時効にかからない期間の保険料を納付したものとみられる申立期間③直後の昭和 60 年 7 月から同年 11 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間③は、記録上、未納期間であったことが分かる。したがって、当該期間に対して、申立人が保険料を追納することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間③の保険料を追納していたことを示す関連資料も周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの申請免除期間の国民年金保険料を追納していたものと認められるとともに、同年 4 月から同年 6 月までの期間を申請免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年11月までの申請免除期間の国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から同年9月まで  
② 昭和37年10月から42年3月まで  
③ 昭和59年4月から60年11月まで

申立期間①について、夫が結婚前の私の保険料を特例納付している。

申立期間②について、結婚後は、夫が夫婦二人分の保険料を店に来る集金人に納付してきた。夫が納付済みであるのに、私だけ未納とされている。

申立期間③について、店の経営が苦しくなってきたので、昭和55年度から夫婦二人で免除申請を行ってきたが、免除の期間は年金額に反映しないと説明を受けていたので、申請当初から、夫は追納するつもりでいた。平成に入ってから、夫が社会保険事務所に何度も出向き、夫婦の免除期間を確認しながら、1年ごとに夫婦二人分の保険料を一緒に追納してきたのに、夫婦二人共に免除のままとなっている。

上記期間が未納及び免除とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の夫が結婚前の保険料を特例納付したと申し立てているが、申立人の特殊台帳をみると、申立人夫婦の申請免除が開始された昭和55年に、36年4月から申立期間①直前の37年1月までの10か月分の保険料を第3回特例納付により納付していることが確認できる。これは、申立人の特例納付が行われた55年の時点で、申立人が60歳期間満了時において年金受給資格期間を最低限確保するために必要な300月(25年)に31か月不足していたため、直近の未納期間であった53年7月から55年3月までの

21 か月分の保険料を同年 11 月及び 56 年 1 月の 2 回に分けて過年度納付し、なお不足する 10 か月分を 36 年 4 月から 37 年 1 月まで特例納付することで、年金受給資格期間を確保したものと考えられるほか、当時は、申請免除期間中であり、経済的に余裕が無かったと陳述していることから、申立人の夫が、申立期間①の保険料をさらに特例納付したとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、結婚後は、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を集金人に一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の夫は、結婚前の昭和 37 年 12 月に払い出されているが、申立人については、結婚の約 3 年半後である 41 年 6 月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる。この時点において、申立期間②のうち、38 年 12 月以前の保険料は、制度上、納付することができないものと考えられ、39 年 1 月から 41 年 3 月までの保険料は、基本的に集金人に納付することができない過年度保険料であることから、当該期間の保険料は、社会保険庁の記録どおり、申立人の夫のみ集金人に納付することができたものと考えられる。

また、申立人の夫が、申立てどおり、申立期間②の保険料を集金人に現年度で納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の夫が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

申立期間③について、申立人夫婦の納付記録をみると、昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月までの申請免除期間について、平成元年から 5 年にかけて、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を追納していることが確認でき、申立内容と符合している。

また、申立人の夫は、昭和 55 年に初めて免除申請を行った当初から、保険料の追納意志を有していたことは、その申立内容からも明らかであり、申立人の夫が順次追納を行っていた当時は、申立人夫婦共に 65 歳の年金受給権発生が間近に迫っており、申立人が高齢任意加入していることから、夫婦共に受給年金額に対する関心が高まっていた時期であったものと考えられる。

さらに、申立人は、当時、収入も安定しており、資金面において問題が無かったと陳述している。

これらの点を勘案すると、申立人の夫が申立期間③の申請免除期間の保険料を追納していたものとみて不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 11 月までの申請免除期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月  
② 昭和62年3月から63年2月まで  
③ 平成元年3月から2年2月まで  
④ 平成2年4月から3年1月まで

私は、将来のことを考えて国民年金に加入し、それからは未納が無い様に保険料を納付してきた。その後、転職を頻繁に繰り返したが、会社を退職する都度、国民年金の再加入手続を切れ目無く行い、保険料も納付してきたのに、上記期間が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立期間②、③及び④の被保険者期間については、平成9年8月6日に追加されたことが確認できることから、当該期間は、記録が追加される前まで、公的年金の未加入期間であったと推定され、当時において、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②、③及び④について、退職後すぐに加入手続を行い、その後は納付書で保険料を納付していたと陳述するのみであり、申立人からは、それぞれの期間における詳細な加入手続の状況や保険料の具体的な納付状況についての陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人が、申立期間②、③及び④の保険料を納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、ほかの読み方

による各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立人の納付記録をみると、申立期間①直後である昭和54年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

そこで、申立人に係るA市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳をみると、昭和53年12月28日に国民年金被保険者の資格を取得していることが記載されていることから、当時の市役所窓口において、申立人の資格取得日を把握していたものと推測され、過年度納付書の発行に際し申立期間①である同年12月の保険料を含めない理由は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。





## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和43年5月にA社B支店に入社し、47年9月に退職したが、退職前は月末まで有給休暇を取得した記憶があるので、退職日は同年9月30日のはずである。

しかし、社会保険庁の記録では、A社B支店での資格喪失日が昭和47年9月21日となっているが、厚生年金基金連合会からA厚生年金基金の加入員期間として43年5月13日から47年10月1日との連絡があり、また、現在、企業年金連合会からの老齢年金の裁定では、同社分の加入月数は53月となっており、厚生年金保険の加入記録と1月の違いが生じている。

年金の加入が途切れないように昭和47年10月1日に国民年金に加入したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年9月21日となっているのは納得できないので加入記録の訂正を行ってほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店の雇用保険の記録から、申立人が昭和43年5月13日から47年9月30日までA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、A厚生年金基金の加入員台帳により、申立人は申立期間中、同基金に加入しており、同基金における資格喪失日は昭和47年10月1日となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、「厚生年金保険の資格の取得及び喪失の届出書、厚生年金基金の資格の取得及び喪失の届出書及び健康保険組合の資格の取得及び

喪失の届出書の様式は複写式で一体であった。」とのA社が加入していた健康保険組合の回答から、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所及び健康保険組合に提出されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、昭和47年10月1日にA社B支店に係る被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行っていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金基金加入員台帳での資格喪失時の記録から、6万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に、資格喪失日に係る記録を40年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から40年4月1日まで

私は、昭和39年3月5日にA社に入社した。入社してから平成17年7月22日に退職するまで、一貫してA社の関連企業に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録、B健康保険組合から提出された申立人に係る加入証明書及び申立人の雇用保険記録から、申立人が昭和39年から平成17年までA社に継続して勤務し、申立期間においては同社本社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことから当該期間についても厚生年金保険料を控除していたと推察できると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事記録の記載から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間のA社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が被保険者資格を取得した

記録は無く、また、仮に、事業主から申立人に係る資格取得届が提出された場合には、その後に資格喪失届も提出されることとなるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の厚生年金保険の資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から40年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から44年3月までの期間及び昭和53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から44年3月まで  
② 昭和53年10月から54年3月まで

私は、昭和40年10月に結婚し、A市で国民年金に加入した。元夫は婚姻前から国民年金に加入していたので、夫婦二人分の国民年金保険料を私が自宅に来た集金人に1か月から3か月ごとに支払っていた。また、49年10月にB市に転居した後も、B市の担当者が自宅に1か月から3か月ごとに集金に来られたので、元夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納付していた。その当時の保険料額は月額200円から300円だったと思うが、途中で保険料の額が上がったのを記憶している。また、53年10月から54年3月までの期間については、当時B市役所から送付された納付書により、私が夫の保険料と一緒に夫婦二人分をC銀行で納付していた。

しかし、私の申立期間①及び②の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月に結婚した際に、A市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、申立人の元夫の保険料と一緒に申立期間①に係る保険料を納付していたとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月にB市で払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間①のうち、41年12月以前の保険料については制度上納付することはできず、42年1月から43年3月までの保険料については過年度保険料となるため集金人に納付することはできない上、同年4月以降

の保険料については現年度納付が可能であるものの、その保険料を納付するためには、手帳記号番号が払い出された 44 年 3 月時点において、保険料を一括納付する必要がある、いずれも自宅で集金人に 1 か月から 3 か月ごとに現年度納付していたとする申立内容と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査、氏名の別読検索及び A 市役所の被保険者名簿の調査を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらない。

次に、申立期間②についてみると、その前後の期間は納付済みとなっているものの、当該期間については、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の元夫の保険料も未納となっているほか、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間②の保険料が未納のため申立人に対して昭和 54 年に納付催告されていることが確認できるが、その後に保険料が納付されたことをうかがわせる形跡、事情等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年11月から41年3月まで

私は大学生当時、A市内で下宿していたが、住民票は実家のあるA県B市のままにしていた。20歳になった時に親が私の国民年金加入手続きをしてくれ、41年3月まで保険料を納付してくれていた。当時町内会の集金で保険料を納付していたことを母から聞いている。

その後、結婚する時に親から領収書を受け取ったが、転居する時に紛失してしまった。

申立期間が未納の記録とされていることについては、10年以上前から社会保険事務所に調査を依頼しているが、納付記録は無いとのことであった。しかし、大学生当時、私の国民年金保険料を母が支払ってくれていたと思っているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生当時の昭和38年に母親がA県B市で国民年金の加入手続きを行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は50年6月にC市で払い出されており、この払出時点において申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読検索を行ったものの、申立期間において別の手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る領収書を後日、親から受け取ったとしているが、納付組織の集金による納付の場合は印紙検認方式であり、申立内容と符合しないほか、申立期間に係る年金手帳を所持していたかどうかの記憶もあいまいである。

加えて、申立人は保険料納付に直接関与していない上、納付を担っていた申

立人の母親は病気療養中であり、当時の事情を聴取することはできないため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から50年12月まで

私は、昭和44年ごろに国民年金に加入した友人の勧めで、友人より数か月後にA市で国民年金の加入手続をした。その時に、それまで未納となっていた保険料をさかのぼって何回かに分けて納付し、その後は50年12月まで毎月A市で保険料を納付してきた。しかし、44年1月から50年12月までの保険料が未納とされており、納付できない。なお、社会保険庁の記録では、36年4月から43年12月までの保険料を53年から55年ごろにかけて納付した記録とされているが、その時期に納付した記憶も無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろに友人の勧めにより国民年金の加入手続を行い、その時に、それまで未納となっていた36年4月以降の保険料をさかのぼって納付するとともに、申立期間の保険料を毎月納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は53年9月に払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間の保険料を現年度納付することはできず、申立内容と符合しない。

また、手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は申立期間の保険料は毎月1,200円から1,300円ぐらいであったとしているが、当時の保険料額は毎月300円から1,100円であり、申立金額と相違している。

ところで、申立人の特殊台帳を見ると、申立人は昭和53年8月28日に任意加入し、36年4月から43年12月までの保険料を第3回特例納付期間中である53年11月から55年6月までの間に13回に分けて納付していることが確認

できるほか、第1回特例納付期間中の45年ごろに、それまで未納となっていた保険料をさかのぼって納付したとする友人は、44年に国民年金の加入手続を行ったものの、未納であった保険料をさかのぼって納付した時期は53年ごろであったと陳述しており、社会保険庁の納付記録においても第3回特例納付期間中である54年3月から55年5月までの期間に8回に分けて特例納付していることが確認できる。

また、申立人の納付記録をみると、国民年金の納付済期間は合算対象期間を合わせて310月となっており、受給資格を満たすために必要な期間の25年(300月)とおおむね一致している上、さかのぼって納付したとする保険料額は合計で40万円ぐらいであったとしており、第3回特例納付により納付した場合の保険料額37万2,000円とおおむね符合する。

以上のことから、申立人は、手帳記号番号払出時点において、60歳に到達するまで保険料を完納したとしても受給資格を満たす上で不足する期間分(昭和36年4月から43年12月まで)の保険料のみを第3回特例納付期間中(昭和53年11月から55年6月まで)に特例納付し、その後の保険料は任意加入後の昭和53年8月から定期的に納付していたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から45年8月まで

結婚後、国民年金加入についての案内文書が届いたので、A市に行き加入手続等の相談をした。その時に、それまで未納となっていた20歳からの保険料をさかのぼって納付できると言われたので、昭和45年9月ごろに貯金を引き出し、42年1月から45年8月までの保険料約7万円を一括して納付した。しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月ごろ、それまで未納であった42年1月から45年8月までの保険料をさかのぼって納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は第3回特例納付期間を過ぎた57年10月12日に払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間の保険料は制度上納付することはできず、申立内容と符合しない。

また、申立人は昭和45年9月ごろに申立期間の保険料額として約7万円を納付したとしているが、第1回特例納付による保険料額は1万9,800円となり申立金額と大きく相違する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読検索の調査を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年1月までの期間及び39年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から38年1月まで  
② 昭和39年1月から48年3月まで

昭和51年又は52年の夏又は冬に、妻が市役所へ行き、特例納付制度を利用して、夫婦二人分の保険料を、それぞれ20歳までさかのぼって一括で納付した。

保険料は月額200円ぐらいで、私が当時勤めていた会社のボーナスを充て、私の分が3万1,800円、妻の分が2万1,600円ぐらいを納めたと思う。

手続をした時に、担当者に領収書について尋ねたが、「こちらで、記入している。国のしていることなので大丈夫。」と言われ、何もくれなかった。

保険料は確かに納めたので、申立期間の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和51年又は52年の夏又は冬に夫婦共に特例納付をしたとするが、当時は特例納付が可能な期間ではないため、2年以上の期間をさかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人夫婦は、特例納付した金額について1か月当たり200円ぐらいであったとすると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年4月28日以降の特例納付が可能な期間のうち、49年1月1日から50年12月31日までの期間に特例納付した場合の1か月当たりの保険料は900円であり、53年7月1日から55年6月30日までの期間に特例納付した場合の1か月当たりの保険料は4,000円であるため、いずれも納付したとする金額と符合しない。

さらに、申立人夫婦は特例納付に関する手続時の状況及び納付期間の記憶が

<sup>あいまい</sup>曖昧であり、また、特例納付を行ったことを裏付ける資料も見当たらない。

加えて、申立人夫婦共に氏名別読検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から48年3月まで  
昭和51年又は52年の夏又は冬に、私が市役所へ行き、特例納付制度を利用して、夫婦二人分の保険料を、それぞれ20歳までさかのぼって一括で納付した。

保険料は月額200円ぐらいで、夫が当時勤めていた会社のボーナスを充て、夫の分が3万1,800円、私の分が2万1,600円ぐらいを納めたと思う。

手続をした時に、担当者に領収書について尋ねたが、「こちらで、記入している。国のしていることなので大丈夫。」と言われ、何もくれなかった。

保険料は確かに納めたので、申立期間の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和51年又は52年の夏又は冬に夫婦共に特例納付をしたとするが、当時は特例納付が可能な期間ではないため、2年以上の期間をさかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人夫婦は、特例納付した金額について1か月当たり200円ぐらいであったとするところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年4月28日以降の特例納付が可能な期間のうち、49年1月1日から50年12月31日までの期間に特例納付した場合の1か月当たりの保険料は900円であり、53年7月1日から55年6月30日までの期間に特例納付した場合の1か月当たりの保険料は4,000円であるため、いずれも納付したとする金額と符合しない。

さらに、申立人夫婦は特例納付に関する手続時の状況及び納付期間の記憶が曖昧であり、また、特例納付を行ったことを裏付ける資料も見当たらない。

加えて、申立人夫婦共に氏名別読検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から45年3月まで

平成18年に将来の年金受給額を調べてもらったとき、未納期間があると言われた。昭和42年11月から、国民年金保険料を納めていたのに未納期間があり納得がいかない。

妻は、申立期間当時の保険料は100円から300円で、私の分と一緒に集金人に納付していたと言っている。当時、3か月ごとに集金人が自宅に来ていたと妻から聞いている。

この期間の年金手帳は紛失してしまい、証明するものは無いが、この期間を納付済み期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、昭和45年12月28日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。この場合、申立期間のうち、42年11月から43年9月までの期間の保険料は制度上納付することはできない上、同年10月から45年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人はさかのぼって納付したことはないと陳述している。

また、夫婦二人分の保険料の納付を担っていたとする申立人の妻の保険料も未納である。

さらに、申立期間は夫婦共にそれぞれ26か月に及び、行政の納付記録等の管理が被保険者ごとになされていたことを踏まえると、夫婦同一の期間について事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月及び62年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月  
② 昭和62年5月から同年10月まで

A社に就職後数か月した昭和58年ごろ、市役所で国民年金への加入手続とそれまでの未納分の約10か月分の保険料として5万から6万円ぐらいを市役所内の金融機関で納付した。

昭和62年5月から同年10月までの保険料は、B社に就職後の63年初めごろ、市役所内の金融機関で7万から8万円ぐらいを納付した。

いずれも半透明で2枚綴りのはがき大の領収書を受け取ったと記憶しており、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年ごろ及び63年の初めごろに未納分の保険料を市役所内の金融機関で一括納付したと申し立てている。

申立期間①について、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年4月12日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、払出日からすると申立期間の保険料は制度上納付することができず、過年度納付が可能な期間はすべて納付されていることが確認できる。

申立期間②についてみると、当該期間は厚生年金保険の加入期間に挟まれた期間であり、市役所及び社会保険庁のいずれの記録においても国民年金は未加入期間とされており、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人は、一括納付した金額について、7万から8万円ぐらいだったとするところ、申立期間の保険料額は4万4,400円であり、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は当時市役所に年金手帳を持参し、再加入手続及び保険料納付を行ったと陳述するところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間を除くすべての国民年金加入期間の記載があるものの、申立期間についてのみ記載がなされていない。

加えて、申立人は、いずれの申立期間についても保険料の納付時期の記憶が曖昧であり、また、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、私の夫が、2か月から3か月に1回、国民年金手帳に現金を添えて、夫自身の保険料と一緒に集金人に納付していた。

私及び夫が所持している国民年金手帳の昭和46年度国民年金印紙検認記録欄には、どちらにも検認印は無いが、夫は納付済みとなっている。

保険料の納付を示すような資料は所持していないが、申立期間の保険料について、夫が納付済みなのに私が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月から保険料納付を開始しており、申立人の夫が50年代後半まで夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の納付状況をみると、夫が申立期間と重なる昭和46年5月から47年4月までの保険料を46年5月22日に一括納付しているのに対し、申立人は同年4月から47年3月までの保険料については未納とされていることがA市の被保険者名簿から確認できる。

また、A市では昭和46年度まで印紙検認方式が採用されていたと推定できるところ、夫の国民年金手帳の同年度国民年金印紙検認記録欄を見ると検認印が無く、右側の国民年金印紙検認台紙が切り離されていることが確認でき、不自然な点も見受けられるが、同年度印紙検認記録欄は、同手帳の最後のページにあり、同年度から新手帳に切り替えたため、検認印が押されていないものと考えるのが自然である。

一方、申立人の国民年金手帳の昭和46年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、夫と同様に検認印が無く、右側の国民年金印紙検認台紙も切り離されていることから、申立人も夫と同様に保険料を納付していた可能性も否定できない。

しかしながら、申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から51年3月までの保険料を50年4月に前納しているのに対し、夫は同年1月から同年12月までの保険料を同年1月に前納していることが、市の被保険者名簿から確認

でき、夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする陳述と符合しない。

加えて、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、納付を担当していた夫の記憶はあいまいである。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から47年9月までの期間、48年1月から49年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から47年9月まで  
② 昭和48年1月から49年3月まで  
③ 昭和50年4月から51年3月まで

私は、家庭の事情で度々引っ越した。申立期間当時はまだ若く、離婚まで年金の事は元の夫に任せていたが、年金保険料は転居の度に金融機関や役所の窓口で支払っていたと思うので、上記期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月に元夫が国民年金の加入手続を行い、同年7月から50年3月までの国民年金保険料を元夫が納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年12月5日であることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない上、手帳払出時点において、申立期間①のうち、40年7月から45年12月までの保険料は制度上納付することができず、46年1月から47年9月までの保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は、元夫が過去の未納保険料をさかのぼって納付したという話を聞いたことが無いと陳述している。

また、申立人の元夫の納付記録をみると、申立人と同様に未納の記録となっていることが分かる。

申立期間②についてみると、申立人の元夫も、申立人と同様に未納の記録となっており、申立期間直後の昭和49年4月から50年3月までの保険料を夫婦

共に免除されていることが確認できることから、未納であった可能性が否定できない。

申立期間③についてみると、申立人は、昭和49年12月にA区（B社会保険事務所管内）からC区（D社会保険事務所管内）へ転出しているが、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳の移管手続日は50年8月13日であることが、特殊台帳から確認でき、同年7月ごろまでB区は申立人が国民年金被保険者であることを把握しておらず、同時点で申立人は、既に同年5月にA区へ再度転出していることから、B区が昭和50年度の保険料納付書を申立人に交付したとは考え難い。

また、申立人は昭和50年5月にB区からA区へ再度転出しているが、国民年金被保険者台帳の移管手続日は52年3月23日であることが、特殊台帳から確認でき、同年2月ごろまでA区は申立人が国民年金被保険者であることを把握しておらず同時点で過年度となる昭和50年度の保険料納付書を申立人に交付したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和51年4月から52年3月までの保険料を同年11月に過年度納付していることが特殊台帳から確認でき、同期間は当時未納であったことが分かる。

加えて、申立人に別の手帳記号番号の払い出された可能性について、調査したが、申立人の記録は見当たらず、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、平成9年10月から10年3月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月から10年3月まで  
② 平成10年5月から同年12月まで

平成9年9月の退職後、厚生年金保険のことについて電話で聞いたところ、また働くのならばそれから納付すればいいと言われたのでそのままにしておいた。その後、A社会保険事務所から納付書が何度か送られてきた。気になって、現在の会社に再就職してから、妻がB市の支所に尋ねたところ、納付しなければ障害者になったときに年金が出ないと言われたので、私の分だけ、未納になっていた分を全額納付した。平成11年4月ごろに約20万円を妻が一括納付した記憶がある。保険料は銀行預金をおろしたのではなく、家にあったお金で支払ったと思う。未納とされているのは納付できない。

なお、申立期間当時の健康保険は、辞めた会社の健康保険組合で任意継続していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在の会社に就職した平成11年ごろに、B市で国民年金の加入手続を行い、しばらく後に、以前勤めていた会社を退職し国民年金被保険者資格を取得した平成9年10月から10年12月までの保険料を、妻が一括納付したと申し立てている。

そこで、B市の国民年金被保険者個人票を見ると、申立人及びその妻は平成11年4月6日にB市で国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した9年10月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得し、厚生年金保険被保険者資格を再取得した11年1月に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、同年4月時点において、申立期間①は過年度納付が、申立期間②は現年度納付が可能であることが分かる。

また、申立人の妻は平成11年4月13日に発行された申立期間①に係る過年度納付書（未使用）を所持していることから、申立人の申立期間①に係る過年度納付書も同年4月13日付けで発行されたと考えることが自然である。

しかし、申立人が同納付書で過年度納付したことを示す資料が無く、それをうかがわせる周辺事情も見当たらないとともに、平成 11 年当時の社会保険事務所の過年度保険料の収納事務は、金融機関から送付される領収済通知書記載の保険料納付金額と、金融機関から国庫金に振り込まれる保険料納付金額とを毎日突合していたことから、納付記録の漏れは発生し難いと考えられる。

さらに、申立期間②の保険料については、平成 12 年 11 月 9 日に社会保険事務所に申立人夫婦あてに 10 年 11 月及び同年 12 月の保険料の納付書を送付していることが確認でき、少なくとも 12 年 11 月時点で申立期間②のうち、10 年 11 月及び同年 12 月の保険料が未納であることが推定でき、申立内容と符合しない。

加えて、平成 11 年当時の B 市の現年度保険料の収納事務は、金融機関から送付される納付書記載の保険料納付金額と市金庫に納入される保険料納付金額を毎日突き合わしていた上、納付書を直接システムに読み込ませる形で納付記録を残していることから、納付記録の漏れは発生し難いと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの期間、37年4月から42年12月までの期間及び45年12月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで  
② 昭和37年4月から42年12月まで  
③ 昭和45年12月から48年12月まで

私は、昭和36年11月に結婚したが、結婚前の期間は、実家に同居していた母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたと思う（申立期間①）。

また、結婚後はA市へ転居したが、厚生年金保険加入期間を除いて、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと思う（申立期間②及び③）。

私は今まで自分で保険料を納付したことは無いが、加入期間の保険料はすべて納付していると思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、実家で同居していた母が、申立人の保険料を納付したと思うと申し立てているが、保険料を納付したとされる申立人の母は既に死亡しており、申立期間①に係る保険料納付の状況は不明である。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿には申立期間①の保険料が納付されたことを示す事蹟<sup>じせき</sup>は無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無い。

次に、申立期間②及び③について、申立人は、A市において、妻が夫婦二人分の保険料を納付したと思うと申し立てている。

ところで、申立人の国民年金記録をみると、最初の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月にB市で払い出され、被保険者資格が35年10月1日に取得され、37年4月1日に喪失していることが国民年金手帳記号番号払出簿及び上述

のB市の名簿により確認できることから、これ以降、49年7月にA市で新たな年金手帳が払い出されるまでの間、申立人は国民年金に未加入であった。

従って、制度上、B市で払い出された手帳記号番号を使用して申立期間②及び③の保険料は納付できない上、A市で払い出された手帳記号番号では申立期間②及び③の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は時効により過年度納付もできない。

また、申立人が、申立期間②及び③において、夫婦二人分の保険料を納付したとしている申立人の妻も、申立期間②の保険料については未納となっている。

さらに、申立人の申立期間③直後の昭和49年1月から同年3月までの保険料は51年12月16日に過年度納付されているが、申立人の妻の47年1月から49年3月までの期間の保険料が手帳記号番号払出直後の同年8月6日に過年度納付され、45年12月から46年12月までの保険料が49年10月9日に特例納付されていて、申立期間③直後は、夫婦別々に保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立期間の保険料が納付されていたことがうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年11月まで

私は、昭和42年1月からアルバイトを始め、そのころ近所で国民年金と水道料金の集金人をしていた知人に勧められて、自宅で国民年金の加入手続をした。

年金手帳をもらった記憶は無いが、毎月あるいは3か月ごとに集金人が家に来て、同居していた義母の国民年金保険料と一緒に200円又は300円を納付した記憶がある。

領収書をもらったことや、年金手帳にスタンプを押してもらった覚えは無いが、申立期間の保険料を納付したはずだから調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月ごろに、集金人であった近所の知人に勧められて、国民年金に加入し国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年12月に払い出されており、社会保険事務所が保管する特殊台帳及びA市の国民年金被保険者台帳の双方においても、申立人が同年12月10日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、資格取得前の国民年金保険料を納付することができないことから、上述の手帳記号番号を使用して同年11月以前の保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する上述の手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、保険料の納付について、毎月あるいは3か月ごとに義母

の保険料と一緒に納付したと申し立てているが、申立人の義母は昭和 37 年 1 月ごろに同年同月から 46 年 6 月までの期間の保険料を一括で前納した上、保険料改定による差額保険料を 42 年 11 月から 7 回に分けて納付していることが上述の A 市の台帳により確認でき、申立人の陳述と符合しない。

加えて、国民年金の加入手続の時期や納付金額及び年金手帳の交付等に係る申立人の記憶は曖昧であり、申立期間<sup>あいまい</sup>についての保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年9月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から49年9月まで

私は、昭和46年6月にA市役所で国民年金に任意加入した際、市役所窓口で担当者から付加年金の説明を受けたので、同時に加入して年金手帳を受け取った。

納付金額は覚えていないが、国民年金加入後、昭和49年3月まではA市役所の窓口で3か月ごとに、その後は、市役所から送られてきた納付書により農協の窓口でそれぞれ国民年金保険料と付加保険料を一緒に納付した。

年金手帳には納付金額や付加保険料を納付した記載が無いので、当然定額保険料と付加保険料の合計金額を納付していると思っていた。

昭和55年7月以降は支払いが遅れて保険料の未納期間があったと思うが、46年6月から49年9月までの期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

後から付加保険料の申込みをした覚えは無いので、納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月にA市役所で国民年金に任意加入した際、同時に付加年金の加入申出を行い、同年6月から国民年金の定額保険料と一緒に付加保険料も納付していたとしている。

申立人の国民年金記録をみると、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳及び社会保険事務所が保管する特殊台帳には昭和46年6月15日任意加入被保険者として国民年金に加入したことが記録されており、申立人が国民年金の加入手続をした時期については陳述と符合する。

しかし、上述の市の台帳には、付加年金の加入日が昭和49年10月18日、

検認記録欄には同年 10 月から付加保険料が納付されたことが記録されており、特殊台帳にも同様の納付記録となっている。

また、市の台帳及び特殊台帳の双方を確認したが、それ以前に付加年金の加入申出がされたことを示す事蹟<sup>しせき</sup>は無かった。

さらに、申立人が所持する昭和 49 年 9 月までの国民年金納付通知書兼領収書（以下「領収書」という。）の納付金額は定額保険料 3 か月分が記載され、納期限や発行日などがいずれも印刷されているところ、同年 10 月から同年 12 月まで及び 50 年 1 月から同年 3 月までの領収書においては、納付金額は定額保険料と付加保険料の合計額の 3 か月分が記載され、納期限や発行日などは、いずれも手書きされていることが確認できる。

A 市では、これについて、基本的に年度途中で付加年金の加入申出があれば、定額保険料と付加保険料を合計した金額で新たな領収書を発行していたと回答している。

加えて、上述の昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで及び 50 年 1 月から同年 3 月までの領収書の発行日は上述の A 市の被保険者台帳の付加年金の加入日と一致する。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から53年3月まで

申立期間当時、同居していた両親の国民年金保険料の集金に来ていた集金人に、国民年金の加入を勧められ、父親から加入するように言われ、母親が加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、金額は確か450円だったと記憶している。両親の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の両親も、国民年金手帳記号番号が払い出されてから、60歳に至るまで、国民年金保険料の未納は無い。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年8月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできず、また、申立期間のうち、50年12月以前の国民年金保険料を過年度納付することもできない。

そこで、申立期間の国民年金保険料を納付するには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の国民年金加入手続き及び保険料納付は申立人の母親が行っており、申立人は一切関与していないことなどから、申立期間に係る保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだせなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から49年3月まで  
昭和49年ごろ、過去の未納保険料について一括納付ができると聞いて、母が父母及び私の3人分を郵便局で納付した。  
当時、自営業を営んでおり、非常に繁盛していたので、日常的に現金は100万円程度あり、一括納付する資力はあった。  
以上の事情にもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ごろ、申立期間の国民年金保険料について、母が父母の過去の未納分とともに郵便局で納付したと申し立てしているところ、申立期間当時は第2回目の特例納付実施時期に当たり、申立人を含む家族の過去の未納保険料を一括して納付することは可能であった。

そこで、申立期間を含む父母の国民年金保険料納付記録をみると、母については、特殊台帳の記録により、昭和49年に特例納付していることが確認でき、また、父についても、特殊台帳は存在していないものの納付済みであることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出日（昭和49年4月10日）からみて、同様に特例納付したものと考えられる。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料について未納は無い。

しかしながら、申立人は、母が、父母と申立人の3人分の国民年金保険料を一括納付し、その額は50万円程度であったと陳述しているが、母の納付記録をみると、昭和37年度から46年度までの保険料を昭和49年3月から同年12月まで8回に分けて特例納付しており、陳述内容と符合しない。

さらに、昭和49年当時、父母については、将来、公的年金受給権を確保するため特例納付をする必要があったが、申立人は当時、その後継続して保険料



を納付することにより受給資格期間を満たせる状況であった。

加えて、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したのは母であり、申立人は納付に関与しておらず、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から42年3月まで

昭和42年に結婚して、夫が、A区役所で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、私が、自宅に来ていた集金人に保険料を納付していた。

集金人に何度も強くさかのぼって国民年金保険料を納付するように言われたので、時期や金額は覚えていないが、まとまった額の夫婦二人分の保険料を一括で集金人に納付して領収書を渡された。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、国民年金保険料をすべて納付している。

申立人は、自身の申立期間及び夫の昭和38年10月から42年3月までの保険料を、自宅において集金人に一括納付したと陳述しているが、当該期間については、制度上、集金人に納付することはできず、また、夫の納付記録をみても、38年10月から42年3月までの保険料は未納とされている。

さらに、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付した時期については昭和42年から49年10月までの間であり、納付金額については覚えていないと陳述するなど記憶が定かではなく、このほか、申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

当時、夫婦でA市に居住し、昭和46年1月に長男が生まれ、家族の将来を考え、その年の春に国民年金の加入手続をすると妻に言って、A市役所本庁で私が夫婦二人分の加入手続を行ったはずですが、その際、結婚前の20歳からの滞った保険料について、さかのぼって納めるかどうかを担当者と話し、さかのぼった分の保険料は納めない代わりに、これから先の保険料を納めるように言われた覚えがある。

なお、夫婦二人分の保険料は、妻が駅前にあった銀行で納めていたのではないかと思う。

その後、昭和49年12月にB県C市に転居し、転居した翌年度以降の保険料は、夫婦できちんと夫婦二人分を納付しており、転居の際、A市で納めた記録がうまく引き継がれなかったため、記録では申立期間が未納とされているのではないかと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月にB県C市に転居するまで、夫婦でA市に居住し、46年春にA市役所本庁で申立人が夫婦二人分の加入手続を行い、この手続以降の夫婦二人分の保険料について、申立人の妻が銀行で現年度納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、B県C市において、昭和51年2月10日に夫婦連番で払い出されていることが、同払出簿の記録から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、46年4月から48年12月までの保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間となっているほか、46年春に前住地のA市で夫婦二人分の加入手続を行ったと

する申立人の陳述とは符合しないととも、この点は、A市において、申立期間当時、加入手続を行った場合に作成されるべき、紙ベースの夫婦個々の被保険者名簿が存在しない状況と整合している。

また、A市における金融機関での納付書納付は、昭和49年度から開始されていたことから、申立期間のうち、昭和49年3月以前の保険料について、銀行で現年度納付していたはずであるとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索及び当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うも、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

当時、夫婦でA市に居住し、昭和46年1月に長男が生まれ、家族の将来を考え、その年の春に国民年金の加入手続をすると夫が私に言って、A市役所本庁で夫が夫婦二人分の加入手続を行ったはずですが、その際、結婚前の20歳からの滞った保険料について、さかのぼって納めるかどうかを担当者と話し、さかのぼった分の保険料は納めない代わりに、これから先の保険料を納めるように言われたと夫が言っていた覚えがある。

なお、夫婦二人分の保険料は、私が駅前にあった銀行で納めていたのではないかと思う。

その後、昭和49年12月にB県C市に転居し、転居した翌年度以降の保険料は、夫婦できちんと夫婦二人分を納付しており、転居の際、A市で納めた記録がうまく引き継がれなかったため、記録では申立期間が未納とされているのではないかと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月にB県C市に転居するまで、夫婦でA市に居住し、46年春にA市役所本庁で申立人の夫が夫婦二人分の加入手続を行い、この手続以降の夫婦二人分の保険料について、申立人が銀行で現年度納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、B県C市において、昭和51年2月10日に夫婦連番で払い出されていることが、同払出簿の記録から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、46年4月から48年12月までの保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間となっているほか、46年春に前住地のA市で夫婦二人分の加入手続を行ったと

する申立人の陳述とは符合しないととも、この点は、A市において、申立期間当時、加入手続を行った場合に作成されるべき、紙ベースの夫婦個々の被保険者名簿が存在しない状況と整合している。

また、A市における金融機関での納付書納付は、昭和49年度から開始されていたことから、申立期間のうち、昭和49年3月以前の保険料について、銀行で現年度納付していたはずであるとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索及び当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うも、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年12月までの期間及び昭和45年8月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年12月まで  
② 昭和45年8月から47年3月まで

時期は覚えていないが、加入手続を行った際に一度さかのぼって保険料を納付した。加入手続及び納付は妻が行った。その遡及納付<sup>そきゅう</sup>を行った1年から2年後に、市役所から「さかのぼって納付できるのは、これが最後です。」との通知が届いたので、その際、未納分すべてを一括して納付したはずであり、申立期間について、納付済みとして認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の保険料は、最初に遡及納付<sup>そきゅう</sup>を行った1年から2年後に市役所から「さかのぼって納付できるのは、これが最後です。」との通知が届いたので、一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人が38歳に達していた昭和50年11月10日に資格を取得していることが市の被保険者名簿の記録から確認でき、当時は、附則18条に基づく特例納付が可能な時期に当たっていた。

また、申立人の納付記録をみると、加入手続直後の昭和50年11月25日に、47年4月までさかのぼって36か月分の保険料を特例納付及び過年度納付の組み合わせにより、一括納付していることが市の被保険者名簿の記録から確認できる。

さらに、申立人は、この一括納付を行った上、以降60歳に達するまでの間納付を継続すれば、受給権を確保できる状況であったほか、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度である点を踏まえると、この一括納付により既に受給権確保が可能であった申立人に対して、1年から2年経過後

に、申立期間①及び②に係る行政側の勧奨がなされたとは考え難い。

加えて、申立人は納付金額及び納付場所についての記憶が定かでなく、納付を裏付ける関連資料が存在しないほか、仮に、申立期間①及び②の保険料を最後の特例納付（附則4条）により一括納付した場合、納付金額は50万円と高額となり、この金額を覚えていないとする申立人の陳述に不自然さは否めない。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索を行うも、その存在を確認することはできなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年12月までの期間、52年4月及び同年5月、並びに同年7月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から51年12月まで  
② 昭和52年4月及び同年5月  
③ 昭和52年7月から60年9月まで

私は昭和47年4月に銀行を退職後、翌月に集金人が自宅に来て加入手続を行って以降、保険料は毎月両親の保険料と一緒に集金人に現金で支払った。

昭和47年4月から50年12月までは旧姓で、婚姻により51年1月から60年9月までは婚姻後の姓で保険料を納付して、同年10月からは夫婦で旧姓に改め夫婦二人分の保険料を納付した。

昭和51年1月の結婚後も、夫の保険料と一緒に63年ごろまで毎月集金人に夫婦二人分の保険料を納付した。

領収書は受け取ったが、処分して現在は無いが、毎月集金人が来て、保険料を支払っていたので、この手帳記号番号でないなら、別に手帳記号番号が存在しているはずだ。申立期間を納付済みとして認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に銀行を退職し、翌月国民年金に加入し、保険料は両親と一緒に毎月集金人に支払った。また、結婚後は夫婦二人分と一緒に毎月集金人に支払ったと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、前後の手帳記号番号の資格取得日及び社会保険庁の記録で確認できる保険料納付日から、昭和61年4月1日から同年5月26日までの間になされたものであると推定できる。この場合、47年4月に銀行を退職し、翌月加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない上、加入手続時点では、申立期間①及び②のすべての期間、並び

に申立期間③のうち、58年12月以前については、時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、結婚後一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする夫の納付記録をみると、申立期間①及び②のすべての期間、並びに申立期間③については、免除期間等を除く、相当期間が申立人と同様未納となっている。

さらに、申立人は結婚後については、A市で夫婦二人分の保険料を納付していたとの申立てである。そこで夫婦の住所地をみると、申立人については、昭和51年1月から60年11月までA市に在住であったが、申立人の夫は55年2月から58年4月までの間、B市に住所を移転していたことが特殊台帳の記録から確認できる。この場合、この期間について、夫婦一緒にA市で集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述に不自然さは否めないとともに、A市においては、53年3月末で集金人制度が廃止されており、63年ごろまで集金人に保険料を支払ったとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、同払出簿の縦覧点検を行うとともに、旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から同年12月まで

私は会社を退職後、昭和63年8月ごろに両親の国民健康保険に扶養家族として加入手続をするため市役所に行き、その際に市役所又は社会保険事務所で国民年金の加入手続をした。

保険料の納付方法と納付金額は私が納付書に現金を添えて毎月市役所又は社会保険事務所で支払ったと思う。申立期間の保険料の納付総額は3万2,000円ぐらいだった。当時の領収書は無いが、近ごろ、社会保険庁による年金記録に関する誤りが多く、私の記録も同様の誤りで未納とされているのではないかと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、A市在住中の昭和63年8月ごろに市役所又は社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと申立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、平成5年9月7日に手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できる。この場合、この払出時点においては、申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付することができない期間になっているほか、昭和63年8月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の手帳記号番号をみると、管轄区域を示す上4桁の番号は、A市で加入手続がなされた場合に付与される番号ではなく、B市、C市、D市及びE市において、手続がなされた場合の番号となっている。この点については、平成5年9月当時の申立人の住所地がC市であった状況と整合しているほか、A市在住中に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行うも、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付

をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの期間、44年1月から46年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から43年3月まで  
② 昭和44年1月から46年3月まで  
③ 昭和48年4月から49年3月まで

私は、20歳となった昭和39年ごろに区役所へ行き、私が国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金手帳の交付は無かったが、保険料を納付してきた。年金手帳は47年ごろに郵送され、現在所持している手帳はその時のものである。

申立期間①及び②のころは、郵送されてきた納付書で、毎月、区役所又は郵便局で保険料を納付し、申立期間③のころは、口座振替に切替えて納付して来たのに、上記期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和39年ごろに、自ら国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の年金記録をみると、37年10月から40年3月まで厚生年金保険に加入しており、また、国民年金手帳の交付が無いにもかかわらず、国民年金保険料を納付してきたとする申立内容は、実態と符合せず不合理であるものと考えられる。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和41年6月1日に当時実家で同居していた申立人の姉と連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるが、その姉の納付記録をみると、申立期間①及び②については、国民年金保険料を納付していないことが分かる。

また、申立人は、申立期間①及び②の保険料について、郵送されてきた納付書により区役所又は郵便局で毎月納付していたと申し立てているが、A市における当該期間の保険料徴収方法は、手帳に印紙を貼付する印紙<sup>ちょうふ</sup>検認方式であり、

当時の状況と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間③の保険料について、口座振替により納付していたとしているところ、A市が口座振替による保険料納付制度を導入したのは昭和50年8月以降であることから、申立人が当該期間の保険料を口座振替によって納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間③の保険料額を月額900円であったと陳述しているが、この金額は昭和49年1月から同年12月までの保険料月額と一致していることから、申立人自身による保険料の納付行動は、この時期から始まったものとみるのが自然である。

このほか、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、その存在を確認することはできなかった。また、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年3月まで

夫の父親が、昭和45年7月に私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。

また、夫の父親から国民年金に加入して間もない時期に「過去の保険料をさかのぼって納付することができるようになったので全部納付した。」と聞かされていたのに、上記期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、夫の父親から、加入後間もない時期に、申立人の過去の保険料をすべて納付したと聞かされていたとしていることから、申立人は、当該納付に直接関与しておらず、夫の父親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、発行日が昭和45年7月4日となっていることから、この日に夫の父親が申立人の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人は昭和44年\*月\*日に結婚し、申立人の夫はそれ以前から引き続き厚生年金保険の被保険者であったため、申立人は、加入手続が行われた45年7月4日に任意加入被保険者の資格を取得し、結婚日から当該資格取得日までの期間は、任意加入被保険者の未加入期間となるが、国民年金手帳の印紙検認記録欄をみると、加入日と同じ同年7月4日付けの検認印で、資格取得日前の同年4月から同年6月まで、期間をさかのぼって保険料を納付していることが確認でき、夫の父親は、制度上、納付できない期間の保険料を納付したことが分かる。

さらに、その3日後の昭和45年7月7日付けで、同年7月から46年6月までの保険料を前納していることが確認できる。一方、国民年金手帳の資格取得

欄をみると、いずれも同じ筆跡と思われる文字で、当初は「昭和45年7月4日任意加入」と記載されていたが、これを2本線で抹消した上で、申立人の20歳到達日である「昭和43年\*月\*日強制加入」に訂正し、「昭和45年7月4日(強制加入)資格喪失」及び「昭和45年7月4日任意加入」と追記されている。このことは、夫の父親が、加入日の3日後に改めて保険料を前納した際、区役所の担当者が資格取得日前の期間の保険料を納付させたことに気付いたが、納付意識が高かったと考えられる夫の父親の意向に配慮し、当該納付を正当化するため資格記録の訂正を行ったものと考えれば不自然ではない。

加えて、国民年金手帳の印紙検認記録欄は、昭和45年度から始まっていることから、夫の父親が申立人に「過去の保険料をさかのぼって納付することができるようになったので全部納付した。」と言ったとする内容は、交付された年金手帳により印紙納付が可能な昭和45年4月までさかのぼって納付したものであったとみるのが自然である。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、夫の父親が納付したとする昭和52年3月までの領収証書が貼付されているが、申立期間に係る領収証書は確認できなかった。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から25年12月まで

私は、昭和24年4月から25年12月まで夜間高校に通いながらA社に勤務し、B業務に従事した。

申立期間については、健康保険証をもらっていた記憶があるので厚生年金保険料も給与からを控除されていたはずであるが、厚生年金保険に未加入とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の陳述及び申立人が記憶する同社への経路が同社の所在地と符合していることなどから、期間及び時期の特定はできないものの申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間において同社に勤務していた同僚の多くは死亡していることなどから、申立人が申立期間を通じて同社に勤務していたことを裏付ける周辺事情等は確認できない。

また、申立期間後にA社に勤務していた同僚は、「同社では、C業務従事者としての技術を身に付けるまでの一定期間は、社会保険に加入させない取扱いをしており、高卒のB業務の社員については本雇いになるまで半年程度はかかり、それまでの期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と陳述していることから、同社において、中学校を卒業し夜間高校に通いながら同社に勤務していたとされる申立人について、厚生年金保険に加入させていなかったことも考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 13 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 30 年 4 月から 33 年 2 月 1 日まで

昭和 30 年 4 月ごろだと思うが、A社に入社した。入社時の先輩としてB氏ほか数名を記憶している。昼間は、同社に勤務して、C業務などの仕事をしながら、夜は定時制の高等学校に通っていた。

給料は、月末支払いだったが明細書などをもらった記憶は無く、保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。しかし、昭和 33 年 2 月 1 日から同年 7 月 10 日までの期間については厚生年金保険に加入しているので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において、昭和 31 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33 年 1 月 1 日に同資格を喪失している同僚が、「申立人を覚えている。彼は私よりも先に入社していたと思う。ただ、彼は、夜間学校に通っていたので、雇用形態についてはよく分からない。」と陳述していることから、時期や雇用形態の特定はできないものの、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和 33 年 1 月 4 日にA社において被保険者資格を取得しているほかの同僚は、「私は昭和 28 年ごろに入社したが、33 年 1 月ごろまで夜間学校に通っていた。夜間学校に通っている間は、厚生年金保険には加入しておらず、その間の給与から保険料は引かれていなかったと思う。」と陳述している。

そこで、申立人が当時通学していた学校に、申立人の卒業時期を照会したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和 33 年 2 月 1 日に近い同年 3 月 1 日に同校を卒業していることが確認できた。

また、申立人が昭和 30 年 4 月にA社に入社した時に既に在籍していた先輩

として記憶している4人について、同事業所での資格取得日をみると、1人については、申立人の入社前に資格を取得しているものの、2人は31年12月1日に、1人は33年1月4日にそれぞれ資格を取得していることから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入する取扱いではなかったことが推認される。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は、昭和33年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の健康保険証の払出番号に欠番は無い。

以上のことから、申立人についても、定時制高校に通っている期間は、厚生年金保険に加入しておらず、卒業間近となった昭和33年2月1日に資格を取得する旨の届出が事業主により提出されたと考えるのが相当である。

加えて、A社は、平成10年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主及び申立期間当時の経理担当者は既に死亡しているほか、そのほかの元役員についても所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月から 35 年まで

私は、昭和 25 年 5 月から 10 年間、A 市にあった B 事業所に住み込みで勤務していた。同事業所は、主に C 品を販売する商店であり、私の仕事は、D 業務に従事することであった。

申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の B 事業所における在職については、時期は特定できないものの、同事業所が昭和 45 年\*月\*日に法人となった際の商業登記簿に記載されている業務内容及び代表取締役の氏名が、申立人の陳述内容と符合することから推定できる。

しかし、社会保険庁の記録によれば、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 42 年 11 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

そして、申立期間の事業主は、既に死亡しており、その妻も申立期間当時の従業員のことを記憶しておらず、また、申立人は、当時の同僚について、姓しか記憶しておらず、いずれも所在を確認することができなかつたため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入に関する取扱い等について確認できなかった。

加えて、申立人は、申立期間当時に健康保険証の交付を受けた記憶は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか不明としており、また、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月28日から52年2月7日まで

社会保険事務所のA社における厚生年金保険加入記録をみると、昭和51年3月28日にB市C区の事業所で被保険者資格を喪失してから52年2月7日に同市D区の事業所で再取得するまで、1年近くの未加入期間がある。

私は、当時、A社でE業務をしており、仕事が無くなるといったん退職し、仕事が入ると再入社するようなことを数度繰り返したが、未加入期間が1か月から2か月程度ならばともかく、1年近くもあることは、生活面から考えてもあり得ない。

申立期間は、A社のC区の事業所で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人は、昭和51年3月31日にA社を離職後、同年6月1日に同社で被保険者資格を再度取得し、55年4月に再び同社を離職した旨、記録されていることから、申立期間のうち、51年4月及び5月を除く期間については、同社に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和51年3月28日にA社のC区の事業所で厚生年金被保険者資格を喪失し、その約10か月後の52年2月7日に同社のD区の事業所で再取得していることが確認できる。

また、申立人が申立期間内において勤務していたとするA社のC区の事業所は、昭和51年4月29日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている。

そこで、申立人と同様にA社のB区の事業所が適用事業所ではなくなった昭和51年4月の前に同事業所において厚生年金被保険者資格を喪失している15人の同僚についてみると、そのうち14人が、申立人と同様に52年2月にD区の事業所で被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、そのうち1人は、社会保険事務所の記録では、D区の事業所で資格を

再取得するまでの間、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このため、申立人も、これら 14 人の同僚と同様に申立期間においては、厚生年金保険被保険者では無かったと考えられる。

なお、当時の事業主及び経理担当者も既に死亡していて、申立期間に申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできず、元役員を含む同僚 10 人に照会しても、保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。